

令和7年10月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和7年10月9日（木）午後2時30分～午後3時30分
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室
 西土佐総合支所 2階 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 15名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	8	徳留 佳代	14	芝 順子
2	山崎 秀和	9	坂本 一	16	土居 忠栄
3	山本 美加	11	遠地 美千代	17	清水 優志
5	井上 靖好	12	山本 官	18	岡崎 誠
7	安藤 久徳	13	池田 三郎	19	植 俊彦

(2) 農地利用最適化推進委員 4名

番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	7	宮地 浩
6	室津 平	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
4	桑原 宏文	6	加用 雅啓	10	谷崎 容子
15	伊勢脇 精蔵				

(2) 農地利用最適化推進委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	3	宮崎 幸一	4	岡本 尚子
5	宮地 秀之				

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	田中 雄一
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	山岡 早輝
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	正岡 研二	会計年度任用職員	岡崎 武

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて（1件）
 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（3件）
 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について（1件）
 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（1件）
 第5号議案 非農地証明書の交付について（8件）
 第6号議案 農用地利用集積等促進計画案について（1件）
 第7号議案 地域計画の変更案について（3件）

発言者	発言内容
議長（清水会長）	只今から令和7年10月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号4番 桑原 宏文 委員、議席番号6番 加用 雅啓 委員、議席番号10番 谷崎 容子 委員、議席番号15番 伊勢脇 精藏 委員の4名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中15名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、東 正世 委員、宮崎 幸一 委員、岡本 尚子 委員、宮地 秀之 委員より欠席の届出がありました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長（清水会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号9番 坂本 一 委員、議席番号11番 遠地 美千代 委員をお願いします。
議長（清水会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて説明いたします。 議案書は2ページになります。 この案件は、令和6年11月8日の総会で承認議決を得ておりましたが、申請者より、許可後間もなく購入希望者が現れたとの理由から、令和7年9月3日付けで農地法第3条の規定による許可の取消し願の提出があったものです。また、新たな購入希望者による農地法第3条の規定による許可申請書（申請理由：売買）も提出されており、この申請案件については、この後の第2号議案にあげております。以上です。
議長（清水会長）	以上で事務局の説明が終わりました。委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》

議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可の取り消しにつきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（清水会長）	それでは、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。 番号1。議案書は3ページになります。この申請は第1号議案で申請取消し願のありました案件の新たな申請者によるものです。土地の表示は、荒川字西見上石 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴30年の54歳の方で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の妻の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、動噴機、乾燥機を所持していることです。申請地は自宅から車で約35分（22.3km）となっております。 現在、申請地は水稻栽培しているが、申請地周辺の農地は耕作放棄地となっております。取得後は、引き続き譲受人と妻が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号2。土地の表示は、鍋島字下モノハナ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は四万十市へ移住予定の農作業歴30年の55歳の方で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては所有しておらず、クワ等を使って農作業を行う予定です。申請地は移住地から20mの距離となっております。 現在、申請地は草が生えている状態となっております。取得後は果樹園として、譲受人が蜜柑、柿、ビワを植栽していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号3。土地の表示は、山路字小市 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴10年の83歳の方で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては所有しておらず、クワを使って農作

	業しているとのこと。申請地は自宅から歩いて約3分の距離となっております。 現在、申請地の1か所（525番1）は花卉や果樹が植えられており、他はくるぶしの高さ位の草が生えている状態です。取得後は引き続き花卉、果樹やカボチャなどの季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本美加委員」1番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	議席番号3番山本美加です。番号1についてですが、先ほど事務局から説明があったように、この議案は昨年10月21日に申請があり、譲渡人への聞き取りと現地確認をしていた農地です。今回譲受人が代わり、再度申請がありましたので、9月30日に申請代理人と、10月1日に今回の譲受人への聞き取りを行いました。申請地の現況は田となっております。譲受人は黒潮町の認定農業者です。譲受人は現在田と畑を所有していますが、畑も田に変え、すべて水稻を耕作しているとのこと。今回取得しようとする農地についても水稻を耕作していくとのこと。周辺の農地に影響はありません。以上のことから、農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員は本日欠席ですが、1番について適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「井上委員」2番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	先ほど事務局から詳しい説明があったとおりですが、私のほうも双方の代理人に電話をし、その後現地を確認しました。現場は私のハウスのすぐ近くで、よく知っている場所です。今回こちらの方に移住してくる方が家も含めて購入して、その前にある果樹園も一緒に作っていくというような意向があるということを聞いています。適当な案件だと思っております。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、2番について適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「山崎委員」3番についてお願いします。
●2番 山崎委員 （八束・東山地区担当）	議席番号2番山崎です。9月21日現地にて譲受人に聞き取りを行いました。季節野菜、花、木を楽しみでやられているとのこと。今回、譲渡人から今耕作しているこれらの土地を買ってもらいたいという話があり、この3カ所の土地でこれからも季節野菜、花、木等を育てていきたい

	いという話でした。525 番 1 は、現在譲受人が花と木を植えて管理されております。第 3 条の許可申請については適当だと思います。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、3 番について適当である旨の意見をいただいております。 以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は 4 ページになります。 番号 1。土地の表示は西土佐中家地字タルガ谷以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。令和 7 年 9 月 29 日に会長職務代理と事務局で現地に向かい、地区担当の宮地推進委員および申請人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、農地の一部に墓地を建築するというものでしたが、転用手続きを経ずに墓地となっているもので、始末書付きでの申請となっております。場所については、JR 西ヶ方駅から西へ 4.9km のところにある農地です。東側と南側は申請人所有の農地、北側と西側は山林となっております。雨水については、自然浸透になり周辺農地に及ぼす影響はないものと考えられます。 よって、申請地は第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第 2 種農地）であり、転用が許可できる土地ということとなります。以上です。

議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「桑原委員」は本日欠席ですが、1 番について適当である旨の連絡をいただいております。 宮地浩推進委員から、意見などはございませんか。
◇宮地浩委員 （西土佐中家地地区ほか担当）	先月 29 日に現地を見ました。写真で見て分かるように、周りの畑より一段高い位置になっていますし、すぐ山林になっております。全く周りに及ぼす影響はないと感じました。よって、適当であると思われます。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
●3 番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	議席番号 3 番山本美加です。ちょっと分からないので教えてください。今回畑に墓地が建って、令和 4 年の 5 月頃に着工し完成していますが、これは建てるまでに報告しなくても、畑であろうが田んぼであろうが着工した後に申請したら OK になる感じなんですか。
事務局	当然、こういった申請関係の分は事前申請が原則ですので、こちらの方は建ってしまってからというところで、始末書付きということで、やむを得ないというところで県に出して、県が始末書を以って許可をするといったような形になります。通常は事前申請で、あとは墓地の関係で農業委員会だけでなく、市民人権課の方の埋葬の関係とか、そういったような許可も必要となってきますので、諸々の手続きを経た後に建てるというのが通常の流れになります。 以上です。
	他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農地法第 4 条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。

議長（清水会長）	続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は5ページになります。 番号1。土地の表示は、鍋島字上ミノハナ 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。9月30日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の井上委員および申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、資材置場にするものです。場所については、J A高知南部出張所より南へ約1.2キロメートルに位置する農地で、南側は原野、東側は県道、西側は原野および河川、北側は農地となっており、被害防除計画書が提出されています。排水計画について、雨水は自然浸透させ、生活排水については発生しません。 申請地は、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地であり、転用が許可できる土地と判断されます。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「井上委員」1番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	私のハウスの近くで、以前に農業委員や推進委員をしていた方が一生懸命ミカンとかを何年か作っていましたが、体調を崩してなかなかようやらんというようなことから、相談がありました。先ほど言ったように、現地を見に行きましたけど、見てのとおり草がかなりあれになった状態ですけど、譲受人の方が草刈りとかしながら、特別造成とかすることなく使用するというので、適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、1番について適当である旨の意見をいただいております。 以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第5号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第5号議案 非農地証明書の交付について説明します。 議案書は6ページになります。 番号1。土地の表示は古津賀字大境、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月30日、地区担当の山崎委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は倉庫が建てられております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に倉庫が建てられており、農地ではない状態となっております。課税状況についても、宅地での課税となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。 続きまして番号2。土地の表示は磯ノ川字中山、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月30日、地区担当の山本委員、岡本推進委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は住宅が建てられております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に住宅が建てられており、農地ではない状態となっております。課税状況についても、宅地での課税となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。 続きまして番号3。土地の表示は右山天神町及び駅前町、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月30日、地区担当の岡崎委員、申請人、申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は更地となっている状況で

す。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして番号4。議案書は7ページになります。土地の表示は楠島字モモノ木、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月30日、地区担当の山本委員、岡本推進委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は残土により雑種地となっております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも既に農地ではない状態となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして番号5。土地の表示は森沢字クマガ谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月30日、地区担当の山本委員、岡本推進委員および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして番号6。土地の表示は古津賀字谷ノ前、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月30日、地区担当の山崎委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は宅地となっております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも既に農地ではない状態となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

	続きまして番号7。議案書は8ページになります。土地の表示は具同字ジデン谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月30日、地区担当の徳留委員と申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。課税状況についても、宅地での課税となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。 続きまして番号8。土地の表示は西土佐藤ノ川字中ヤシキ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月29日に現地に向かい、地区担当の遠地委員、竹村推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は浴室・便所の居宅および家庭菜園として利用の宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山崎委員」1番についてお願いします。
●2番 山崎委員 （八束・東山地区担当）	議席番号2番山崎です。9月30日、申請代理人、会長、事務局と現地の確認をしました。場所は古津賀と佐岡の境辺りで、山沿いの地域にあります。現在農業用倉庫が建っていますが、使われなくなって多分3年くらい経っていると思われます。建ててから15年以上経過して、農地に戻すのは困難だと思われます。よって、非農地証明は適当であると思います。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、1番について適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「山本美加委員」2番についてお願いします。

● 3 番 山本美加委員 (中筋・東中筋地区担当)	議席番号 3 番山本美加です。当該地は 59 年前頃から宅地として利用されています。人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はありません。以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長 (清水会長)	岡本推進委員は本日欠席ですが、2 番について適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「岡崎委員」3 番についてお願いします。
● 18 番 岡崎委員 (中村地区担当)	議席番号 18 番中村地区担当の岡崎です。9 月 30 日、右山の 232 番について、会長、事務局、申請代理人と現地を確認しました。事務局の説明のとおりですが、東側は 439 号に面した駐車場となっていますが、一部コンクリート・砂利めんとなっていますところ。以上のことから、本市非農地事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 15 年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と判断しました。非農地証明については適当であると考えます。続きまして、駅前の方ですが、駅前は 2 番と 16 番は隣接地で、先ほどのところから車で 1 分ということで歩いて行きました。現地は砂利めんとなっており、232 番と同様に、本市非農地事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 15 年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と判断しました。非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長 (清水会長)	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、3 番について適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「山本美加委員」4 番と 5 番についてお願いします。
● 3 番 山本美加委員 (中筋・東中筋地区担当)	議席番号 3 番山本美加です。番号 4 についてですが、当該地は平成 7 年に工事に伴う残土搬入により雑種地となり、現在、変成岩のような石が混入した状態です。そこに草が生えている状態です。隣接している農地も同じような状態で、すでに雑種地になっています。農地への復旧は困難と判断しました。以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。続きまして、番号 5 についてです。当該地は約 70 年前から宅地として利用されていたようです。人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障ありません。以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。

議長（清水会長）	岡本推進委員は本日欠席ですが、4番と5番について適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「山崎委員」6番についてお願いします。
●2番 山崎委員（八束・東山地区担当）	議席番号2番山崎です。9月30日、申請代理人、会長、事務局と現場の確認をいたしました。現地は家が建っている一部分であることを確認しました。人為的に建てて15年以上経過しており、現状農地に戻すことは困難と判断しました。よって、非農地証明は適当だと思います。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、6番について適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「徳留委員」7番についてお願いします。
●8番 徳留委員（具同地区担当）	9月29日、申請地の状況確認を行いました。通常具同バイパスと呼ばれている国道56号線で、全面アスファルト塗装が行われていて、店舗のような建物が建っていました。アスファルトの部分は駐車場として利用されているようでした。9月30日事務局職員、会長および申請代理人立会のもと現地確認を行いました。非農地となった事由、時期について、代理人より説明を受けましたが、転用されたのが40年以上前であり、所有者が相続する以前のことで、建物が建てられた経緯等が不明とのことでした。人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、7番について適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「遠地委員」8番についてお願いします。
●11番 遠地委員（西土佐藤ノ川地区担当）	当該地は40年ほど前宅地にする際に、石垣を突き上げをしたようです。このトイレの入る建物の3分の2ほどが申請地に含まれており、残りの元の高さの駐車場と畳二畳あまりの広さを菜園として使っていたようですが、現在雑草が繁茂していました。人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も近隣への影響もなく、非農地証明は適当であると判断いたしました。以上です。
議長（清水会長）	竹村推進委員から、意見などはございませんか。
◇竹村委員（西土佐藤ノ川地区ほか担当）	8区担当竹村です。29日に現地確認をしました。写真で見てのとおりで、建物が建った状態、そして畑として家庭菜園で使っていたところですが、これから何かしようと

	というような雰囲気でもない荒れた感じでした。非農地証明は適当だと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第5号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第6号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第6号議案の農地中間管理事業法に基づく農地売買について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積等促進計画書(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は9ページ、農用地利用集積等促進計画書(案)は10ページになります。説明いたします。 番号1。買受人は認定農業者です。売買申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。楠島ですでに地域計画に位置付けられている農地となります。今回の申請は農地中間管理機構特例事業による農用地の所有権の移転になります。 以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本美加委員」1番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 (中筋・東中筋地区担当)	議席番号3番山本美加です。9月30日、申請地の状況確認および借受人の適格等を電話にて確認を行いました。申請地の現況は田となっております。借受人は認定農業者であり、1人で10ヘクタールほどの水稻を耕作している方です。農地集積により作業能率が上がり、より効率的に耕作することができると考えます。以上のことから、農用

	地利用集積等促進計画案については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員は本日欠席ですが、1 番について適当である旨の意見をいただいております。 以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第6号議案 農用地利用集積等促進計画案について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積等促進計画案について、これを適当と認め答申することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第7号議案 市長より諮問のありました地域計画の変更案について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第7号議案の地域計画の変更について、市長より地域計画変更(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は11 ページ、地域計画の変更内容一覧は12 ページになります。説明いたします。 地域計画につきましては、前年度、農業委員会の協力のもと令和6年度末に策定することができました。この場を借りてお礼申し上げます。 この地域計画を変更する際には、必要な手続きとして、協議の場で議論をおこなったあと、関係機関に意見を聴取することとなっております。例えば住宅を建てる場合や農振農用地からの除外を行う場合、非農地判断を行う際には地域計画の範囲外である必要があります。議案の件につきましては、令和7年9月1日から22日にかけて四万十市のホームページ上で協議の場を開催しました。今回、協議の場の手続きにつづき、関係機関への意見聴取の過程で、農業委員会として地域計画の変更案について意見を述べるものです。 それでは12 ページの地域計画の変更内容一覧をご覧ください。

	番号1については、住宅を建築するための除外です。前のスクリーンをご覧ください。除外対象地は、地域計画の変更内容一覧のとおりです。当該地は登記地目及び現況地目ともに田で農振農用地からすでに除外されており、協議の場では地域計画から除外することに対する意見はなく、本件農地が地域計画外となっても地域における営農に支障はないものと考えます。 なお、地域計画除外後に農地転用を予定している土地となります。 番号2、3については、非農地のための除外です。前のスクリーンをご覧ください。除外対象地は、地域計画の変更内容一覧のとおりです。現況地目は田となっておりますが、現状、雑木林となっており、計画上も白地で現在のところ担い手はありません。また、協議の場では地域計画から除外することに対する意見はなく、本件農地が地域計画範囲外となっても地域における営農に支障がないものと考えます。 なお、地域計画除外後に非農地証明書の交付を予定している土地となります。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「坂本委員」1番についてお願いします。
●9番 坂本委員 （西土佐橋地区ほか担当）	議席番号9番坂本です。先ほど事務局から説明があったとおりです。なお、前のスクリーンを見てもらったら参考になるかと思います。変更については、これが適当と考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地浩推進委員から、意見などはございませんか。
◇宮地浩委員 （西土佐橋地区ほか担当）	7区の宮地です。先日現場を見ましたが、事務局の説明どおりで、特に問題はないのではないかと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「徳留委員」2番と3番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	10月6日に事務局と現地の確認に行きました。現地は写真で見ていただけるように、雑木がすごく立ってて、この部分だけこんもりと木が生い茂っている場所になっています。柿の木とかもちょうとありましたけど、耕作しているような状態ではなく、地域計画の変更については問題ないと思います。以上です。

議長（清水会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、2番と3番について適当である旨の意見をいただいております。 以上で関係委員のご意見が終わりました。委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問が無いようですので、第7号議案 地域計画の変更案について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、地域計画の変更案について、これを適当と認め答申することといたします。
議長（清水会長）	最後に、委員の皆様から何かございませんか。 ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和7年10月9日

議長 清水優志

署名委員 坂本 一

署名委員 遠地 美千代